

我が社の脱炭素経営促進事業費補助金Q&A [令和7年度版]

令和7年4月1日公開

1. 共通編 … 3 ページ

- Q1 事業の趣旨を教えてください。
- Q2 あきたゼロカーボンアクション宣言とは何ですか。
- Q3 あきたゼロカーボンアクション宣言事業者として登録していますが、「見える化・目標設定等」や「省エネ診断の受診」は宣言に含んでいません。
この場合、補助事業の「CO₂排出量等可視化サービスの導入・活用」や「省エネ診断の受診等」の補助メニューに申し込むことはできないのでしょうか。
- Q4 複数の補助メニューを組み合わせて申請できますか。また、実績報告はそれぞれ分け手行う必要がありますか。
- Q5 国や市町村が実施する補助金との併用は可能ですか。
- Q6 補助事業期間内に補助対象外となりました（みなし大企業への吸収合併、大企業の子会社化）が、どのような手続きが必要ですか。
- Q7 グループ内企業それぞれで申込は可能ですか。
- Q8 設立後1年未満のため、決算又は確定申告をしていませんが、申請は可能ですか。
- Q9 補助事業期間は3月末までとなっていますが、3月に実施した取組に係る経費を4月に支払った場合、その経費は補助金の対象になりますか。

2. 省エネ診断の受診等編 … 4 ページ

- Q10 補助対象となる省エネ診断はどのようなものですか。
- Q11 省エネ診断と省エネ伴走支援を利用しますが、どちらの利用料（診断料）も補助対象経費として申請する補助金額を算出してよいですか。
- Q12 省エネ診断の受診等の補助メニューを申請する際に、申請書への添付が必要となる資料はどのようなものですか。
- Q13 省エネ診断を受診する事業計画で補助金の交付決定を受けましたが、実際には受診できなかった場合、追加の手続きは必要ですか。
- Q14 省エネ診断の受診等の補助メニューの実績報告を行う場合に、所定の様式以外に提出が必要となる資料はどのようなものですか。

3. CO₂排出量等可視化デジタルサービスの導入利用編 … 5 ページ

- Q15 CO₂排出量等可視化サービス導入利用の補助メニューを申請する際に、申請書への添付が必要となる資料はどのようなものですか。
- Q16 補助対象となるCO₂排出量等可視化サービスは、金融機関（地元金融機関、パートナー金融機関）と連携する事業者が提供するものに限定されていますが、その理由はなぜですか。
- Q17 過去にCO₂排出量等可視化サービスを導入しましたが、現在は解約して使用していません。補助事業期間内に改めて同じサービスを導入した場合は申請できますか。
- Q18 現在、CO₂排出量等可視化サービスを利用していますが、別のサービスに乗り換えた場合でも申請できますか。
- Q19 CO₂排出量等可視化サービスは、コース内容によって月額が変わりますが、どのコースでも補助対象になりますか。また、オプションサービスの利用料は補助対象になりますか。
- Q20 補助金交付決定後にCO₂排出量等可視化サービス（税抜き月額1万円）で年間契約し、年間利用料を一括で支払いました。この支払い事実を持って実績報告を行っても良いですか。
- Q21 CO₂排出量等可視化サービスを導入し、CO₂排出量等の可視化に取り組む拠点は全て県内でなければなりません。
- Q22 お試しで6ヵ月間だけCO₂排出量等可視化サービスを利用してみたいのですが、そのような場合も補助金の対象になりますか。
- Q23 CO₂排出量等可視化サービスの導入利用の補助メニューの実績報告を行う場合に、所定の様式以外に提出が必要となる資料はどのようなものですか。

2. 脱炭素アドバイザー資格の取得支援編 … 6 ページ

- Q24 脱炭素アドバイザー資格は、ベーシック、アドバンスト、シニアアドバイザーの3つの認定レベルがありますが、どのレベルの資格の取得支援の取組も補助対象になりますか。
- Q25 脱炭素アドバイザー資格を受験した従業員5名のうち3名が合格しました。会社で受験料（税抜き5千円/名）を負担しましたが、この場合、補助金はどのように算定されますか。
- Q26 補助事業期間内に3回受験した従業員の受験料をすべて会社で負担しました。3度目で対象資格に合格しましたが、1回目、2回目の受験料は補助対象となりますか。
- Q27 取得支援を行って合格した従業員がいましたが実績報告前に退職しました。この場合は補助対象になりますか。
- Q28 補助金の振込先口座は法人の口座以外も指定することはできますか（例：資格を取得した従業員の口座など）。
- Q29 受験料を振込した場合の振込手数料は対象となりますか。
- Q30 過去に脱炭素アドバイザー資格を取得し、補助対象期間内に更新手続きをした場合、更新に必要な講座の受講料や更新料は対象になりますか。
- Q31 対象資格を2種類受験してどちらも合格した従業員について、受験料等をすべて会社が負担した場合、どちらの受験料等も申請することはできますか。
- Q32 脱炭素アドバイザー資格の取得の補助メニューの実績報告を行う場合に、所定の様式以外に提出が必要となる資料はどのようなものですか。
- Q33 申請時点で有期雇用契約により雇用している従業員について、補助事業の完了前に無期限雇用契約に切替える予定です。この従業員に対して対象資格の取得を支援した場合、補助金を申請してもよいでしょうか。

1 共通編

Q 1 事業の趣旨を教えてください。

A 1 エネルギーコストの上昇や国内でのサプライチェーン全体の脱炭素化の動き等を受け、エネルギー使用量やCO₂排出量の削減などに取り組もうとする県内中小事業者を対象に、CO₂排出量可視化サービスの導入、省エネ診断の受診、従業員等による脱炭素アドバイザー資格の取得等を後押しし、脱炭素経営への転換を促進することを目的としています。

Q 2 あきたゼロカーボンアクション宣言とは何ですか。

A 2 県が、地域脱炭素の実現に向けて、令和5年度からスタートさせた県内の企業や団体が行っている脱炭素化の取り組みを「見える化」する制度です。

県内に事業所等を有する事業者であれば、節電などの手軽な緩和の取組（温室効果ガスの発生を抑える取組）1つ以上から宣言を登録することができます。

登録した事業者とその取組内容は、県公式ウェブサイトで公表するほか、知事が登録を証明した宣言書とオリジナルロゴマークのデータを提供しています。

Q 3 あきたゼロカーボンアクション宣言事業者として登録していますが、「見える化・目標設定等」や「省エネ診断の受診」は宣言に含んでいません。

この場合、補助事業の「CO₂排出量等可視化サービスの導入・活用」や「省エネ診断の受診等」の補助メニューに申し込むことはできないのでしょうか。

A 3 現在登録している宣言の取組内容によらず申請いただけます。

なお、宣言登録の更新時に、実施した事業の内容に応じて「見える化・目標設定等」や「省エネ診断の受診」などを取組内容に追加くださるようお願いします。

Q 4 複数の補助メニューを組み合わせる申請できますか。また、実績報告はそれぞれ分け行う必要がありますか。

A 4 組み合わせる申請いただけます。特に、「CO₂排出量等可視化サービスの導入・活用」については、「省エネ診断の受診等」と組み合わせる申請することで、補助上限額6万円から9万円に引き上げられますので、ぜひ活用ください。

また、実績報告はすべての補助メニューについて一括で行っていただきます。

Q 5 国や市町村が実施する補助金との併用は可能ですか。

A 5 国や市町村が実施する直接補助との併用はできません。

Q 6 補助事業期間内に補助対象外となりました（みなし大企業への吸収合併、大企業の子会社化）が、どのような手続きが必要ですか。

A 6 補助事業期間内に補助対象外となった場合、補助事業等中止（廃止）の手続きが必要となりますので、県温暖化対策課まで相談してください。

Q 7 グループ内企業それぞれで申込は可能ですか。

A 7 親会社が大企業に該当しない場合で、申請する事業者が各々で「あきたゼロカーボンアクション宣言」を登録している（又は補助事業期間内に登録する）場合は申請できます。

Q 8 設立後1年未満のため、決算又は確定申告をしていませんが、申請は可能ですか。

A 8 申請いただけます。申請の際に県内に拠点があることと事業活動を行っていることを明らかにする書類をご提出ください。

Q 9 補助事業期間は3月末までとなっていますが、3月に実施した取組に係る経費を4月に支払った場合、その経費は補助金の対象になりますか。

A 9 なりません。3月末までに支払いが完了し、実績報告を行った経費が対象です。

2 省エネの受診等編

Q10 補助対象となる省エネ診断はどのようなものですか。

A10 国の補助金が充当されている省エネ診断等には次のようなものがあります。

▶ **省エネお助け隊が実施する省エネ診断及び省エネ伴走支援**

※省エネお助けについては、次のURLの遷移先をご確認ください。

<https://www.shoene-portal.jp/>

▶ **省エネ最適化診断（一般財団法人省エネルギーセンター）**

※省エネ最適化診断について、次のURLの遷移先をご確認ください。

<https://www.shindan-net.jp/service/shindan>

▶ **旧省エネクイック診断**

※旧省エネクイック診断については、次のURLの遷移先をご確認ください。

<https://shoeneshindan.jp/guide/>

また、経済産業省資源エネルギー庁の「省エネ・地域パートナーシップ」において秋田県内のパートナー金融機関として参加している金融機関、又は県内パートナー金融機関と連携して中小事業者向けに省エネ・脱炭素支援のサービスを提供している事業者が実施する省エネ診断及び省エネ伴走支援サービスも補助対象とします。

※省エネ・地域パートナーシップについては、次のURLの遷移先をご確認ください。

https://www.enecho.meti.go.jp/category/saving_and_new/saving/chiiki_partnership/index.html

Q11 省エネ診断と省エネ伴走支援を利用しますが、どちらの利用料（診断料）も補助対象経費として申請する補助金額を算出してよいですか。

A11 複数の省エネ診断等を利用（受診）する場合は、その利用料（診断料）の合計を基に補助申請額を算定することができます。

なお、同じ事業所を対象に同一の診断サービスを利用した場合（旧クイック診断の様な設備単位の診断サービスは除く）は、1回分の診断サービス利用料（診断料）のみ対象となりますのでご注意ください。

Q12 省エネ診断の受診等の補助メニューを申請する際に、申請書への添付が必要となる資料はどのようなものですか。

A12 利用を予定している省エネ診断等のサービス内容が分かるものとして、次のようなものを提出いただくことを想定しています（電子ファイルでの提出可）。

▶ 診断機関が発行した利用料（診断料）の見積書

▶ 診断機関の公式サイトサービスの掲載ページのスクリーンショット 等

※ いずれもサービスの種類、利用料金が確認できるものである必要があります。

Q13 省エネ診断を受診する事業計画で補助金の交付決定を受けましたが、実際には受診できなかった場合、追加の手続は必要ですか。

A13 補助事業等中止（廃止）の承認手続が必要となります。

Q14 省エネ診断の受診等の補助メニューの実績報告を行う場合に、所定の様式以外に提出が必要となる資料はどのようなものですか。

A14 実績報告の際に提出いただく資料として、次のようなものを想定しています（電子ファイルでの提出可）。

▶ 診断機関が発行した利用料（診断料）の領収書又は振込証明書の写し

▶ 診断機関が発行した省エネ診断報告書（省エネ伴走支援の場合は、伴走支援により策定した省エネ実行計画等の成果品）の写し 等

3 CO₂排出量等可視化デジタルサービスの導入・利用編

Q15	CO ₂ 排出量等可視化サービス導入利用の補助メニューを申請する際に、申請書への添付が必要となる資料はどのようなものですか。
A15	利用を予定している省エネ診断等のサービス内容が分かるものとして、次のようなものを提出いただくことを想定しています（電子ファイルでの提出可）。 ▶ サービス提供者が発行した利用料の見積書 ▶ サービス提供者の公式サイトでのサービス内容の掲載ページのスクリーンショット 等 ※ いずれもサービスの種類、利用料金が確認できるものである必要があります。
Q16	補助対象となるCO ₂ 排出量等可視化サービスは、金融機関（地元金融機関、パートナー金融機関）と連携する事業者が提供するものに限られていますが、その理由はなんですか。
A16	本補助事業の実施後、申請者がCO ₂ 排出量等の削減を目的とした設備投資等を行う場合に、金融機関やその連携先である支援事業者が、申請者の脱炭素化の取組等を適切に捉えた上で、中長期的に最適な支援を行える環境を整えるために要件化しています。
Q17	過去にCO ₂ 排出量等可視化サービスを導入しましたが、現在は解約して使用していません。補助事業期間内に改めて同じサービスを導入した場合は申請できますか。
Q17	令和7年2月28日以前に解約していて、令和6年4月1日以降、交付決定後に改めて導入する場合は申請いただけます。
Q18	現在、CO ₂ 排出量等可視化サービスを利用していますが、別のサービスに乗り換えた場合でも申請できますか。
A18	すでにCO ₂ 排出量等可視化サービスを利用している場合は申請できません。
Q19	CO ₂ 排出量等可視化サービスは、コース内容によって月額が変わりますが、どのコースでも補助対象になりますか。また、オプションサービスの利用料は補助対象になりますか。
Q19	サービスのコースによらず補助対象になりますが、月ごとの補助上限金額は1万円となります。また、オプションサービスの利用料は補助対象となりません。
Q20	補助金交付決定後にCO ₂ 排出量等可視化サービス（税抜き月額1万円）で年間契約し、年間利用料を一括で支払いました。この支払い事実を持って実績報告を行っても良いですか。
A20	実績報告の際に、補助事業期間内の利用実績を証明する書類を提出いただく必要があります。そのため、仮に上限額6万円（6ヵ月以上の事業実施）で申請し、交付決定を受けている場合は、6ヵ月経過後に、実績報告を行っていただくことになります。
Q21	CO ₂ 排出量等可視化サービスを導入し、CO ₂ 排出量等の可視化に取り組む拠点は全て県内でなければなりませんか。
A21	県内の拠点での取組に限ります。
Q22	お試しで6ヵ月間だけCO ₂ 排出量等可視化サービスを利用してみたいのですが、そのような場合も補助金の対象になりますか。
Q22	対象になります。ただし、脱炭素経営への転換を図るためには、取組の継続が必要ですので、本補助金の活用をきっかけに、継続的な現状把握に努めていただけると幸いです。
Q23	CO ₂ 排出量等可視化サービスの導入利用の補助メニューの実績報告を行う場合に、所定の様式以外に提出が必要となる資料はどのようなものですか。
A23	実績報告の際に提出いただく資料として、次のようなものを想定しています（電子ファイルでの提出可）。 ▶ サービス提供者が発行した利用料の領収書又は振込証明書の写し ▶ 補助事業期間内に算定したCO₂排出量等の報告書 等

3 脱炭素アドバイザー資格を取得した被雇用者への支援編

Q24 脱炭素アドバイザー資格は、ベーシック、アドバンスト、シニアアドバイザーの3つの認定レベルがありますが、どのレベルの資格の取得支援の取組も補助対象になりますか。

A24 認定レベルによらず補助対象となります。

Q25 脱炭素アドバイザー資格を受験した従業員5名のうち3名が合格しました。会社で受験料(税抜き5千円/名)を負担しましたが、この場合、補助金はどのように算定されますか。

A25 補助対象経費として認められるのは合格者2名分となります。

そのため、補助金額は次のように算定します。

＜算定式＞ 受験料5千円×2名×(1/2)＝補助金額5,000円

Q26 補助事業期間内に3回受験した従業員の受験料をすべて会社で負担しました。

3度目で対象資格に合格しましたが、1回目、2回目の受験料は補助対象となりますか。

A26 合格した3回目の受験料のみ補助対象となります。

Q27 取得支援を行って合格した従業員がいましたが実績報告前に退職しました。この場合は補助対象になりますか。

A27 事業完了前に退職した従業員への支援は補助対象外となります。

Q28 補助金の振込先口座は法人の口座以外も指定することはできますか(例：資格を取得した従業員の口座など)。

A28 本補助金は、事業者の取組を支援するものですので、法人の口座を指定してください。

Q29 受験料を振込した場合の振込手数料は対象となりますか。

A29 振込手数料は補助対象外です。

Q30 過去に脱炭素アドバイザー資格を取得し、補助対象期間内に更新手続きをした場合、更新に必要な講座の受講料や更新料は対象になりますか。

A30 更新に係る費用は対象になりません。

Q31 対象資格を2種類受験してどちらも合格した従業員について、受験料等をすべて会社が負担した場合、どちらの受験料等も申請することはできますか。

A31 申請できる資格は合格者1人当たり1種類までとなっていますので、どちらか一方の受験料等を対象経費として補助金を算定してください。

Q32 脱炭素アドバイザー資格の取得の補助メニューの実績報告を行う場合に、所定の様式以外に提出が必要となる資料はどのようなものですか。

Q32 実績報告の際に提出いただく資料として、次のようなものを想定しています。

- ▶ 支援して合格した従業員等の合格証明書の写し
- ▶ 実施機関等が発行した受験料等の領収書又は振込証明書の写し
- ▶ 支援した合格した従業員等の健康保険証(社保)の写し 等

Q33 申請時点で有期雇用契約により雇用している従業員について、補助事業の完了前に無期限雇用契約に切替える予定です。この従業員に対して対象資格の取得を支援した場合、補助金を申請してもよいでしょうか。

A33 補助事業期間内に無期限雇用契約に切替えた場合は、補助対象の取組として申請可能です。